

武蔵野市市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年12月5日

提出者 武蔵野市長職務代理者
武蔵野市副市長 伊藤英穂

武蔵野市市営住宅条例の一部を改正する条例

武蔵野市市営住宅条例（昭和29年12月武蔵野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(申込者の資格)</p> <p>第4条 一般住宅の使用を申し込むことのできる者（第5号に掲げる場合にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。<u>以下同じ。</u>）を含む。）は、申込みをする日において次に掲げる要件を備えている者でなければならない。</p>	<p>(申込者の資格)</p> <p>第4条 一般住宅の使用を申し込むことのできる者（第5号に掲げる場合にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）<u>又は武蔵野市男女平等の推進に関する条例（平成29年3月武蔵野市条例第1号）第18条第2項前段の規定による書面の交付を受けた者若しくは東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明を受けたパートナーシップ関係の相手方（以下これらを「パートナーシップ制度の相手方」という。）（以下「親族等」という。）を含む。）</u>は、申込みをする日において次に掲げる要件を備えている者でなければならない。</p>	<p>説明</p> <p>字句の改正</p>

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする<u>親族</u>があること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 収入が、次に掲げる金額を超えないこと。</p> <p>イ 申込者又は申込者と同居し、若しくは同居しようとする<u>親族</u>が障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める基準に該当する場合は、214,000円</p> <p>ロ及びハ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする<u>親族等</u>があること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 収入が、次に掲げる金額を超えないこと。</p> <p>イ 申込者又は申込者と同居し、若しくは同居しようとする<u>親族等</u>が障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める基準に該当する場合は、214,000円</p> <p>ロ及びハ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
<p>(使用の手続)</p> <p>第7条、第6条の規定により市営住宅の使用予定者として決定された者は、市長が定める日までに次に掲げる手続をしなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、規則で定める手続をもって、第1号及び第2号に掲げる手続に代えることができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 使用予定者及び同居し、又は同居しようとする<u>親族</u>に関し、規則で定める書類を提出すること。</p> <p>2から4まで (略)</p>	<p>(使用の手続)</p> <p>第7条 第6条の規定により市営住宅の使用予定者として決定された者は、市長が定める日までに次に掲げる手続をしなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、規則で定める手続をもって、第1号及び第2号に掲げる手続に代えることができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 使用予定者及び同居し、又は同居しようとする<u>親族等</u>に関し、規則で定める書類を提出すること。</p> <p>2から4まで (略)</p>	<p>字句の改正</p>

<p>(使用権の承継)</p> <p>第13条 使用者が死亡し、又は退去した場合において、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市営住宅の管理上支障がないと認めるときは、市長は、当該住宅の使用権の承継を許可することができる。</p> <p>(1) 市営住宅の使用を承継しようとする者が、使用者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）であって、従前より当該住宅に居住しているものであるとき。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の規定による許可をしてはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該許可を受けようとする者が使用者と同居していた期間が1年に満たない場合（当該許可を受けようとする者が当該使用者の入居時から引き続き同居している親族である場合を除く。）</p> <p>(3)及び(4) (略)</p>	<p>(使用権の承継)</p> <p>第13条 使用者が死亡し、又は退去した場合において、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市営住宅の管理上支障がないと認めるときは、市長は、当該住宅の使用権の承継を許可することができる。</p> <p>(1) 市営住宅の使用を承継しようとする者が、使用者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。<u>以下同じ。</u>）<u>又はパートナーシップ制度の相手方（以下「配偶者等」という。）</u>であって、従前より当該住宅に居住しているものであるとき。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の規定による許可をしてはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該許可を受けようとする者が使用者と同居していた期間が1年に満たない場合（当該許可を受けようとする者が当該使用者の入居時から引き続き同居している親族等である場合を除く。）</p> <p>(3)及び(4) (略)</p>	<p>字句の追加 字句の追加</p> <p>字句の改正</p>
--	--	-------------------------------------

<p>3 から 9 まで (略)</p> <p>(高額所得者に対する通知等)</p> <p>第16条の5 (略)</p> <p>2 使用者に配偶者<u>(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)</u>以外の同居の親族がある場合における前項の規定の適用については、令第9条第2項に定めるところによる。</p>	<p>3 から 9 まで (略)</p> <p>(高額所得者に対する通知等)</p> <p>第16条の5 (略)</p> <p>2 使用者に配偶者以外の同居の親族等がある場合における前項の規定の適用については、令第9条第2項に定めるところによる。</p>	<p>字句の削除 字句の改正</p>
---	---	------------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

市営住宅の同居資格等について、武蔵野市男女平等の推進に関する条例（平成29年3月武蔵野市条例第1号）に基づくパートナーシップ届受理証の交付を受けた者等を明確に規定するため、所要の改正をするものである。